

平成29年第6回高梁市教育委員会（定例）会議録

1. 招 集 平成29年6月23日 午後1時00分
2. 開 会 平成29年6月23日 午後1時00分
3. 閉 会 平成29年6月23日 午後3時06分
4. 会議の種別 定例会（第1日）
5. 会議の場所 高梁市役所 4階会議室1、2
6. 出席、欠席した委員の番号及び氏名

議席番号	氏 名	出欠の別	備 考
1	吉 川 昭	出 席	
2	山 内 廣 子	出 席	
3	川 上 は る 江	出 席	
4	和 久 野 慶 子	出 席	

7. 説明のため会議に出席を求められた者の職氏名

職 名	氏 名	備 考

8. 会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	備 考
教 育 長	小 田 幸 伸	
教 育 次 長	宮 本 健 二	
参 与	田 村 啓 介	
教 育 総 務 課 長	大 福 克 志	
学 校 教 育 課 長	張 谷 孝 文	
社 会 教 育 課 長	渡 辺 丈 夫	
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	川 上 啓 二	
文 化 セ ン タ ー 所 長	山 崎 一 広	
教 育 総 務 課 課 長 補 佐	西 川 優 子	

9. 会議に付した議案の題目及びその結果

議案番号	件名	結果
報告第11号	高梁市文化振興基金運営審議会委員の委嘱について	承認
議案第45号	専決処分の承認を求めることについて	承認
議案第46号	高梁市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則	可決
議案第47号	高梁市立学校給食献立検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱	可決
議案第48号	高梁市立学校給食献立検討委員会委員の委嘱等について	可決
議案第49号	高梁市立学校管理規則の一部を改正する規則	可決
議案第50号	高梁市学校運営協議会規則	可決
議案第51号	高梁市青少年育成センター補導員の委嘱等について	可決
議案第52号	高梁市公民館運営審議会委員の委嘱について	可決

10. 会議録署名委員の番号及び氏名

第3番 川上 はる江

第4番 和久野 慶子

11. 議事の内容

別紙会議議事要録のとおり

## 第6回教育委員会（定例）会議議事要録

### 1. 開会

教育長あいさつ

6月の総合教育会議では、就学前教育等、学校再編、成羽複合施設、新図書館、スポーツ振興計画等について議論いただいた。地教行法の解説では、市長と教育委員会の合意事項については、その結果を尊重しなければならないとされている。教育委員会事務局の方でもそれぞれの分野で実際に成果が上がるよう努力していく。委員の皆様にも、様々な形での指導、支援、実際の活動等をお願いする。

次に、教育委員会の持ち方である。

教育委員会は、報告を受けての承認や、議案についての決裁を行っている。このことは、執行機関として、なくてはならないものである。

しかし、教育委員会が抱える問題や意思決定の中途のものなどについて意見をいただいたり、方向性を示唆していただくという事も重要であると考えます。

については、提案等をできる限りシンプルにし、そういった時間を確保できるような運営を心掛けたいと思っている。

次に、有漢こども園で4本の針が相次いで見つかった件については、大変心配をいただいている。このことについては、その他でご報告する。

### 2. 前回教育委員会の報告

〈西川：平成29年 第5回教育委員会（定例）会議録朗読〉

教育長：前回の報告への質問、意見等はあるか。

教育長：なければ承認の挙手を願いたい。

（全員挙手）

教育長：前回の会議録は承認する。

### 3. 教育長の報告

#### (1) 学校の統廃合等

5月11日第1回高梁市立学校再編推進審議会→委嘱、学校の状況、今後の計画等

6月29日第2回高梁市立学校再編推進審議会（予定）→児童減のメリット・デメリット、学校再編の経緯、小中学校長の意見聴取

#### (2) 議会関係

5月30日臨時議会（工事請負規約の締結）→高梁市養護老人ホーム・成羽認定こども園（本体・機械・電気）

5月30日議会全員協議会→高梁市水道事業経営戦略等について

6月9日吉岡銅山関連遺跡調査委員会委員報酬等→同左、図書館、学校の環境整備、駐車場・～ Tポイント・指定管理、エアコン・校務員

6月27日成羽複合センター、市立学校再編、高等教育→面整備の方針、高等教育への関わり

#### (3) 行事等

5月24日ユメセン反省会→継続したい、質問コーナー等でさらに深める

5月25日市外転任管理職訪問（新見南中・萬歳小）→今年度他市への転出管理職の現状把握・激励

5月25日文化財保護審議会→新役員、県指定の報告、特別展視察

5月26日文化連盟理事会→役員留任、今後の文化会館等運営の在り方

5月26日高梁学習サポート教室実行委員会→小学校英語の導入

- 5月27日シーガルズ出迎え・バレー教室→小学生の刺激になっている
- 5月27日教育振興会総会→市教育の支援団体
- 5月28日中高生対象テニス教室→高梁ロータリークラブ主催、230人参加、国際大の全面的な協力
- 5月28日シャルム激励懇親会→毎年開催、前半を終わり9位
- 5月28日シーガルズ交流会→今年度から、高梁市の有志で開催
- 5月29日図書館市長報告会→移動図書に努力、貸出冊数が課題
- 5月29日教科書採択地区選定委員会→選定委員の打合せ、研究
- 5月30日租税教育推進協議会→ほぼ前年度と同様、重要課題
- 5月30日県教職員組合高梁支部との協議→業務改善等について、主体性の喚起が必要
- 5月31日伝統的建造物群保存地区保存審議会→新規4件、現地視察
- 6月1日備北地区グラウンドゴルフ交歓大会→500人、県本部は地区大会を重視
- 6月1日図書館協議会→新図書館で前向きな討議
- 6月1日臥牛記者クラブと語る会→情報を出す必要性
- 6月2日総合教育会議→就学前教育等、学校再編、成羽複合施設、新図書館、スポーツ振興計画
- 6月4日成羽美術館特別展→島谷館長の講演会（相田みつを）
- 6月5日高梁川流域グラウンドゴルフ交歓大会→480人、有漢で開催、主体的なコースの管理運営
- 6月5日教科書採択地区研究委員会→教科書採択の実質的な研究
- 6月6日校長会→2時間15分、短縮が必要
- 6月8日人権問題学習講座→約90人、全6回
- 6月8日文化振興基金運営審議会→基金約2億5000万円、H29年度約670万円助成
- 6月8日結核対策会議→体制の整備、要治療等の判定
- 6月11日三曲会演奏会→箏・三弦・尺八のハーモニー、米川文子さんを顕彰
- 6月17日吉備学会特別講演「時代と共に一変貌する博物館」→島谷館長の講演、現在の高梁市の博物館の状況を確認
- 6月19日市PTA連合会役員会→情報交換、協力依頼

#### 4. 議事

報告第11号「高梁市文化振興基金運営審議会委員の委嘱について」は、任期満了により委嘱を行ったことについて事務局より説明。

教育長：ただ今の説明についてご質問ご意見等あるか。

教育委員：任期満了であるので全員新任ではないのか。

社会教育課長：新任というのは、委員が代わったということである。

教育委員：前任の委員は誰だったのか。議案にいつもの新旧対照表が足りない。

教育次長：ご指摘のとおりである。今後は議案の統一要領でお示しする。

教育長：前委員は、小野泰道さんと永井さんである。

教育委員：永井さんというのは上から三番目の永井さんか。

社会教育課長：失礼した。児玉さんである。訂正させていただく。

教育長：なければ承認に賛成の方は挙手願う。

(全員挙手)

教育長：報告第11号については、承認する。

議案第45号「専決処分の承認を求めることについて」専決第18号「就学学校変更の許可について」は、議案に沿って事務局より説明。

教育長：ただ今の説明についてご質問ご意見等あるか。

教育長：なければ承認に賛成の方は挙手願う。

(全員挙手)

教育長：専決第18号については、承認する。

専決第19号「高梁市文化交流館運営委員会委員の委嘱について」は、異動に伴い委嘱を行ったことについて事務局より説明。

教育長：ただ今の説明についてご質問ご意見等あるか。

教育長：なければ承認に賛成の方は挙手願う。

(全員挙手)

教育長：専決第19号については、承認する。

議案第46号「高梁市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則」は、高梁市教育委員会前掲示場を削除するためであることについて事務局より説明。

教育長：ただ今の説明についてご質問ご意見等あるか。

教育長：なければ可決に賛成の方は挙手願う。

(全員挙手)

教育長：議案第46号については、可決する。

議案第47号「高梁市立学校給食献立検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱」は、市内三学校給食センターの共通献立作成がこれまでの主な目的であったが、検討委員会の在り方を見直し、少し高い視点から衛生管理や給食内容の検討を行う組織づくりのために今回要綱改正を行うことを事務局より説明。

教育長：ただ今の説明についてご質問ご意見等あるか。

教育委員：(現行の設置要綱の)第2条第1号、第2号、第3号、第3条の第1号から第6号が分からない。資料としては不親切ではないか。

教育長：年3回行っており、献立作成のみでなく、学校教育課長からも説明があったが、保健所の職員にも入ってもらい、総合的に給食全体への意見をもらい、給食のレベルを上げていきたいというのが趣旨である。年1回とし、特別部会で献立を作成し、その一回の会で図るという合理化した上で色々な視点からの意見が入ってくるという形にしたい。

教育委員：(学校給食センターによって)異なる献立になるのは何か理由があるのか。(全ての学校給食センターで毎日)同じ献立でもよいのではないかと思うのだが。

学校教育課長：それぞれのセンターで献立を作成していたが、平成26年頃から共通した献立を徐々に行っており、今後は同じ献立になる方向になっていくと思う。以前からの流れが徐々に移行している段階である。

(現行の設置要綱の第2条第1号、第2号、第3号、第3条の第1号から第6号の分かる資料の配付を行い、学校教育課長から各号を説明)

教育委員：以前学校給食センターの水道事故のため子供を帰したことがある。給食を作ることができない不測の事態の時の献立などについては、どこで出されるのか。

学校教育課長：(給食センターの)施設設備については、老朽化しているものは順次点検して修繕していくとか、更新していくとかという方向ですすすめている。

防災関係ということで、救給カレーを保存食として準備している。緊急の場合にはこれに対応するという仕組みが出来ている。

教育委員：この前は(子供は)帰されたが、今度は非常食を使って対応するということか。

学校教育課長：そうである。

教育委員：その頃は出来なかったのか。

学校教育課長：その当時は完全に準備が出来ていなかったということである。

教育長：他にあるか。なければ可決に賛成の方は挙手願う。

(全員挙手)

教育長：議案第47号については、可決する。

議案第48号「高梁市立学校給食献立検討委員会委員の委嘱等について」は、任期満了に伴い委嘱を行うことを事務局より説明。

教育長：ただ今の説明についてご質問ご意見等あるか。

教育委員：毎年（献立検討委員会の）委員のメンバーが変わるが、献立案というのは三学校給食センターあってどのように作っているのか。

学校教育課長：今後は（献立検討委員会で）部会があり、部会で具体的な献立について検討していくようになるが、その際には三学校給食センターのそれぞれの栄養教諭が案を持ち寄るという形になる。

教育長：ほとんどが新任であるが、偶然学校栄養職員の転勤が重なったり、育休代理があったり、三学校給食センターの所長が事務局側についていたが、委員としてしっかり検討してほしいということで委員に入ったりと、より実質的に動きやすく、横山宏子岡山県立倉敷まきび支援学校栄養教諭は、岡山県の食育のトップランナーで、備北保健所衛生課の課長に安全・衛生面で指導や意見をもらうということである。

教育長：他にあるか。なければ可決に賛成の方は挙手願う。

（全員挙手）

教育長：議案第48号については、可決する。

議案第49号「高梁市立学校管理規則の一部を改正する規則」は、次の議案第50号高梁市学校運営協議会規則の制定に伴う改正と同時に、合せて全体の確認を行い見直した方がよいものをここで図るものであることを事務局より説明。

教育長：提案が遅くなっているものがある。お詫びする。

教育委員：自主活動という言葉がなくなるということは、部活動の関係はここではどうなるのか。

学校教育課長：（学習指導要領に）自主活動という表現がないだけで、自主的な活動というのは部活動等で現在もあるし、これからも消えることはない。例えただけで、自主活動という言葉が学習指導要領にないので削除するということである。

教育委員：自主的な活動という表現はあるのか。ここに入らなくてよいのか。

学校教育課長：学習指導要領には自主的などという言葉はない。（説明の）例が適切でなかったのかもしれない。かえって混乱を招いたのかもしれないが、自主活動という言葉は、学習指導要領には、教科や指導領域には示されていないが、学校の活動の中には、自主的な活動というのはたくさんある。

教育委員：特別支援学級では、自立活動というのがあるので、自立活動という言葉を入れた方がよいのではないか。自主活動というのは、自立活動の時に特別な教科書を用意しますというニュアンスなのではないかと理解していた。改正して削除するのはいかがなものか。

学校教育課長：自主活動としているのは、新見市があった。（なぜ自主活動としているかを）尋ねたところ根拠は不明であるとの回答であった。自立活動という言葉を使っているのは、総社市、備前市で、他市には自立活動という言葉を入れているところはなかった。

教育委員：自立活動を入れている市があるのであれば、自立活動は、教科書に準じる物を使わなければ指導できないと思っているので、ここに自立活動を入れてもよいのではないかとと思う。自立活動にまで配慮しているということで、必要ではないかと思うがいかがか。

学校教育課長：（委員全員で）協議をお願いします。

教育長：教科の中で自立活動の活動を行うことは、非常に多いのではないか。

教育委員：教科の中で行っているのかと言われると、行っている部分もあるが、教科外で自立の時間を設けて指導しなければならないというのは現実にあると思う。

教育長：自立活動が教科、特別活動と並列的に扱う内容のものかということであれば、若干違うということになる。

特別支援教育の一項目として大事なものであることは正しいが、学習指導要領全般に渡って羅列されているものではない。

高梁市としてどのように考えるかということだと思う。

教育委員：高梁市としてどう考えるかということになると、一般の学習指導要領にはないかもしれないが、特別支援教育のための解説書の中には、自立活動という言葉があったように思う。指導要領にないからと言って、ここに挙げないというのは少し気になる。総社市、備前市が自立活動を挙げているのには理由があると思うので、必要であれば入れるほうがよいと思う。もしかしたら変わっているかもしれないが、総社市、備前市が入れているのであれば、慎重にした方がよいのではないか。

学校教育課長：今審議しているのは第12条であるが、第11条に教科書以外の教材の意義と利用という内容があるので、委員の言われることの該当とさせていただいたと思うがいかがか。

教育長：第11条で十分判断できるということではいかがか。

教育委員：了承した。

教育長：他にあるか。なければ可決に賛成の方は挙手願う。

(全員挙手)

教育長：議案第49号については、可決する。

議案第50号「高梁市学校運営協議会規則」について、事務局より説明。

教育長：つけ加えになるが、(この規則の)第4条第2項で、「当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を經由し、岡山県教育委員会に対して意見を述べることができる。」としている。

このコミュニティスクールは、学校評議員の制度が出来て、地域に開かれた学校、地域と歩むような学校ということだったが、上手く機能しないため、二つの大きな機能を持たせた。一つは、校長の学校運営に対して承認を与える。二つ目は、人事に対して意見を述べる。任命権者である岡山県教育委員会に対してまで意見を述べることができる。意見を述べたとおりとなるわけではないが、大いに参考になる。このように強い権限を持たせた。より学校を開いて、地域の中の学校としてより充実したものにしようとした決意を含めたものがコミュニティスクールである。それに高梁市も一歩踏み込んでいこうというものがある。これについて質問等あればお願いします。

教育委員：予算関係も提案できるようになるのか。

学校教育課長：学校運営についてある一定の権限を持つことになるので、予算についても含まれる。

教育委員：コミュニティスクールについては岡山市が先進していると思うが、岡山市も無報酬なのか。

学校教育課長：今そこまで調べていない。

教育長：学校評議員を発展させたものなので、学校評議員に準じるというのが多い。

教育委員：(この協議会を)設置するのは、教育委員会が主導するしか設置できないということか。

学校教育課長：これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5により、教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営審議会を置く学校を指定するということになっているので、教育委員会の指定ということになる。

教育長：設置したいというのがあれば、それを聞いて指定するという行為であるので、その地域でやりたいというのもあるし、充分話した上で指定ということになる。矢掛や岡山の岡輝中学校が取り組み、大きな成果を上げている。

教育委員：まずは巨瀬小学校からはじめていくということで、他の希望はこれから取るのか。

学校教育課長：まず巨瀬小学校を指定し、この一年間研究してもらい、今後その成果を見ながら市内の学校に広めていこうというふうに考えている。

教育委員：学校評議員というものが、コミュニティスクールに移行する、変わるということか。

学校教育課長：そうである。

教育長：他にあるか。なければ承認に可決の方は挙手願う。

(全員挙手)

教育長：議案第50号については、可決する。

議案第51号「高梁市青少年育成センター補導員の委嘱等について」は、異動に伴い、前任者の残任期間の委嘱を行うことについて事務局より説明。

教育委員：提案だが、メンバーが4月で変わることが分かっているのであれば、任期を上手く調整できないのか。

教育長：4月からの人はPTAを辞めてもこの委員の任期は続いているということか。

社会教育課長：2年の任期であるので続いている。

教育長：PTA総会をするのが、5月から6月にかけて開催されるので、4月に決まらない。

教育委員：了承した。

教育長：他にあるか。なければ可決に賛成の方は挙手願う。

(全員挙手)

教育長：議案第51号については、可決する。

議案第52号「高梁市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、異動を伴うものと追加により委嘱を行うことについて事務局より説明。

教育長：任期は、7月1日から(2年後の)5月31日で1カ月は空白ということになるか。

社会教育課長：これについては、前回の教育委員会で任期満了について上げさせていただいた。

6月1日から（2年後の）5月31日までが通常の任期にあたる。途中で異動がなかったため、前任者の残任期間ということで5月31日までの任期になっている。

教育委員：この新任者も同じ任期となるということか。新任だから前任者がいないので、この委員は7月1日から（2年後の）6月30日になるのではないか。

教育長：他の委員に合わせたいということである。

教育委員：それはあることなのか。

教育長：あることである。

社会教育課長：通常任期は2年であるので、新任の時から2年というのが通常であるが、かなりの委員数であるので、この委員のみ任期がずれるのは運営上難しいので、5月31日までの任期にそろえさせていただきたい。

教育長：他にあるか。なければ可決に賛成の方は挙手願う。

（全員挙手）

教育長：議案第52号については、可決する。

## 5. その他

### (1) 有漢こども園について

学校教育課長から広報に流した資料を委員に配付し、有漢こども園において4本の針が相次いで見つかった件について説明。

教育長：付け加えると、（報道）発表の日からこども未来課と一緒に対応している。（教育委員会）は指導の部分を持っているので、指導部分で支援している。新しい犯人の情報はないか。

学校教育課長：ない。

教育委員：\_\_\_\_\_

学校教育課長：\_\_\_\_\_

教育委員：\_\_\_\_\_ 針が残っていないかどうか全体は調査したのか。

教育長：1日3回安全点検を行い、学校だけでは無理なので家庭でも安全点検をお願いした。

教育委員：防犯カメラの設置は。

学校教育課長：こども未来課によれば、明日（24日）\_\_\_\_\_設置されるそうである。

教育委員：（針が落ちていたということが）1本や1回だけならまだしも、こうあれば故意ということも考えられる。

教育長：つらい話だが、内部あるいは保護者の可能性もあると思う。外部の全く知らない人が（針を）4本（置くことが）できるというようなことは難しい。それが子供を傷つけるのが目的なのか。何らかの心の葛藤があるのか分からないが、あくまで憶測である。重大な事件としてとらえている。何か進展があれば、早めに電話連絡するようにする。

教育委員：他の幼稚園、こども園にも注意喚起をしてほしい。

教育長：個人名以外は公開している。公開することで安全は高まる。園長同士も連絡を取り合っ  
てやっている。

学校教育課長：6月20日火曜日に園長会を開催している。

### (2) 市民プールについて

スポーツ振興課長からプール開きの時期となったので、町内回覧、広報紙、ホームページで広報しており、7月15日から8月20日の昼の12時から16時まで37日間であることを説明。

教育長：市民プールは高梁と有漢か。

スポーツ振興課長：そうである。

教育長：どのくらいの利用があるのか。



スポーツ振興課長：昨年度で高梁が（期間中）4,000人だったので1日100数人、有漢で700数人だったので、1日20数人程度である。

教育委員：ゆららのプールも以前無料開放を行っていたが、あれもスポーツ振興課の管轄で開設されていたのか。

スポーツ振興課長：高梁市民プールの改修のため、代替（施設）として中止となっていたがスポーツ振興課が暫定的に開設していた。

教育委員：（ゆららを）開けることはないか。

スポーツ振興課長：ない。

教育委員：（管理に）お金がかかると思うが、使わなければだめになる。屋内だから人気ではないかと思う。

教育長：市全体の課題として伺っておく。

教育委員：（ある場所が）遠くても、無料で屋根があれば利用するのではないか。スポーツ振興という意味では、市民が運動するにはよいかと思う。希望である。

教育委員：スポーツや水泳施設がない。（ゆららの水泳施設を）復活してもらえたら喜ばれるのかなと思う。

教育長：（スポーツ）振興計画をつくっているので意見を参考にさせていただく。

教育長：委員から何かあれば。

教育委員：宇治高校の学校訪問をさせてもらった。生徒が前向きに取り組んでいた。校長もここ（宇治）からアピールしたいという姿勢であった。

教育委員：宇治幼稚園、宇治小学校を訪問させてもらった。（幼稚園も）教育委員会が主となり人事を行ってもらえたらよいのではないか。

教育次長：参考にさせてもらおう。

教育委員：副園長をつけてはどうか。

教育次長：職員の年齢階層のバランスが上手くとれていない影響が出ている。

次回教育委員会開催予定は、平成29年7月26日（水）午前10時から

6. 閉会 午後3時06分閉会

高梁市教育委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

平成 29 年 7 月 26 日

署名委員 川上 はる江

署名委員 和久野 慶子

作成職員 西川 優子